

平成23年度分野別評価を受けた補助方針検討結果(公益事業振興補助事業)

資料3-2

補助対象事業	事業を取り巻く環境	平成26年度補助方針策定にあたっての留意事項	審査・評価委員会及び評価作業部会における主な意見	JKAの検討状況	平成26年度補助方針への反映
公益事業振興補助事業	公益の増進	<p>・ 自転車競技、モーターサイクル競技の施設整備、普及促進は、JKAとして力を入れなければならない部門。</p> <p>・ 文教・社会環境の分野に関しては、国、地方公共団体等が様々な観点から助成を行っているが、すき間となっている分野も少なくない。</p> <p>・ 更生保護については、JKAを除き定例的に補助を行っている団体はない。社会の安全・安心を守る見地から、引き続き支援する必要がある。</p> <p>・ 海外交流や国際的に活躍できる人材育成は、他の補助団体でも力を入れている部門。</p> <p>・ JKAはこれまで、貿易・経済を主な切り口として国際交流事業を推進してきた。</p> <p>・ 自転車競技をはじめとしたスポーツの振興は、当財団が従来から力を入れてきた分野である。</p> <p>・ 個別競技における選手強化、国際大会の開催・選手派遣、スポーツ事故の防止、ドーピング防止、紛争対応等は国や他の補助団体の助成制度がある。</p> <p>・ 24年3月、文部科学省が「スポーツ基本計画」を策定した。</p> <p>・ 難病(特定疾患)については、国の基準により指定されている。現在、56の難病について、特定疾患治療研究事業対象に指定され、難病対策がとられている。</p> <p>・ 検診事業は健康保険の対象外であるため、検診車や検診用機器の補助を行うことにより国民の検診機会を高めることをめざしている。</p>	<p>・ 自転車・モーターサイクル競技は競輪・オートレースと直接つながる分野であり、新規参加者を獲得するため、より新規性、創造性を高めていく工夫のある事業への支援を考慮する。</p> <p>子どもの健全な成長に直接つながる当該分野は、我が国を支えていく大切な存在であることから、引き続き支援対象分野とする。</p> <p>芸術・学術・文化等多方面における国際交流や国際舞台に活躍できる人材の育成等の事業は重要であり、引き続き支援する。</p> <p>引き続き支援対象分野とする。「スポーツ基本法」の理念を踏まえる事業に配慮する。</p> <p>引き続き支援対象分野とする。ただし検診車については、山間部・離島などの遠隔地や高齢者・障害者対応車両の配備を検討する必要がある。また、難病指定されていないいわゆる希少難病について、啓発活動などの支援を検討する必要がある。</p>	<p>・ 自転車の楽しさをより多くの人に知ってもらうことが補助事業としての自転車振興の役割ではないか。</p> <p>「自転車・モーターサイクル」は競輪・オートレースと直接つながる分野で、競技人口・ファンを増やすことにより競輪・オートレースの活性化を図ることが可能である。</p> <p>・ 人と車、自転車の共生を図ることが重要。そのような事業に取組むべき。</p> <p>・ 次世代を担う子ども達に焦点を当てるには効果がある。</p> <p>・ 若者の社会参加を促し、次世代のリーダーを育て行ることが大切。</p> <p>・ 文教・環境は幅広い分野を扱っており、各事業の内容をよく精査する必要がある。</p> <p>・ 芸術、文化、経済など分野が多岐にわたるため、それぞれの背景や目的を精査する必要がある。</p> <p>・ グローバリゼーションは社会的な動きであり、それに対応しうる人材育成が求められる。</p> <p>・ 繼続して補助対象となっている大会、イベント等が目立つ。そうした案件については自立を促すことも必要ではないか。</p> <p>・ 「スポーツ基本計画」に即し、地域活性化と結びついた事業、障害者のスポーツに関する事業等に力を入れていくことが重要である。</p> <p>・ 補助事業の機器整備対象が難病となっているが、難病指定されていないいわゆる希少難病についても、啓発活動等の支援に力を入れていくべき。</p> <p>・ 検診車の補助にあたっては、受診機会の拡大などの効果を検証する必要がある。</p> <p>・ 希少難病に注目することは重要。補助効果は大きい。</p>	<p>引続き重点項目として支援する。対象となる事業内容をよりわかりやすく表記する。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P15】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 1. 重点事業 (1)自転車・モーターサイクル ①~③</p> <p>引続き重点項目として支援する。女性を犯罪・事故から守る取組みについても支援対象とすることを補助方針に明記する。災害発生に備えた社会的ネットワークの構築についても支援する。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P15】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 1. 重点事業 (2)文教・社会環境 ⑤ ⑥</p> <p>左の趣旨に従い、補助方針を改め、学術、芸術、文化における国際交流については引続き重点項目として支援する。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P16】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 1. 重点事業 (3)国際交流</p> <p>引続き一般事業として支援する。</p> <p>引続き一般事業として支援する。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P18】 別添2 補助の対象となる事業について II. 社会福祉の増進 4. 幸せに暮らせる社会を創るために活動や車両等の整備 (4)難病及び希少難病をかかる人等を支援する活動</p>

補助対象事業		事業を取り巻く環境	平成26年度補助方針策定にあたっての留意事項	審査・評価委員会及び評価作業部会における主な意見	JKAの検討状況	平成26年度補助方針への反映
公益事業振興補助事業	一般事業 文教・社会環境	<ul style="list-style-type: none"> 自転車、モーターサイクルに関する公益法人として、駐車場・駐輪場に関する補助を行うことにより、交通安全や環境整備に資することは重要。 引きこもり、ニート等若年層をめぐる問題は引き続き社会的に注目されている。 	引き続き支援対象分野とする。文教・環境分野はきわめて多岐にわたるため、事業内容を十分に検証することが重要である。JKAの補助がなければ実施が難しい事業かどうか、営利を目的としていないかどうかについて、精査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 人と車、自転車の共生を図ることが重要。そのような事業に取組むべき。 次世代を担う子ども達に焦点を当てるのは効果がある。 若者の社会参加を促し、次世代のリーダーを育て行くことが大切。 文教、環境は幅広い分野を扱っており、各事業の内容をよく精査する必要がある。 	留意事項で指摘されたように、事業内容をよく検討し、補助の必要性、営利目的でないかどうか等を精査することが必要である。	引き続き一般事業として支援する。営利目的は除外されることは公益規程に明記されているが、要望の手引きで注意喚起する。 ⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P16】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 2. 一般事業 (3)文教・社会環境 ⑤
		<ul style="list-style-type: none"> H23年度から取組みを始めた補助分野である。 子ども達と地域に焦点を当てたものであり、アンケート調査の結果からその成果も上がりつつあるものとみられる。 	引き続き支援対象分野とする。今後、より広く地域社会の基盤づくりと子ども達の健全育成を図るためにも、より利用しやすい補助事業として定着させることも必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 学力不振の子どもたちに対する教育支援は重要。 この事業の本来の活動主体は子どもであり、その基本を忘れてはならない。 都道府県の意向で内定辞退があるというが、学校関係者が地方公共団体の方針を覆すことは難しい。JKAからの働きかけも必要。 	青少年の健全育成、地域社会と子どもたちの触れ合う場の提供という趣旨は今後とも重要。また、留意事項に指摘されたように、「使いやすさ」の点を見直していく。	引き続き支援する。手続きの煩雑さや使い勝手の悪さを改善するための手続き面の見直しについては、要望の手引き等に反映させる。
	社会福祉の増進 児童					
		<ul style="list-style-type: none"> 少子化対応は国の重要な政策課題となっている。 社会全体として、地域も一体となって子育てを応援する方向性が提唱されている。 	子どもたちが幸せに暮らし、健全に成長するため、虐待防止につながる取組みをはじめとした児童福祉については、引き続き支援対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の問題は深刻。虐待を減らせる取組みは進めるべき。 子育て、高齢者、障害者対策を地域において統合的に図る取組みが広がり始めている。共生型の地域づくりが重要。 	審査・評価委員会でご指摘を受けたとおり、従来の枠組みにとどまらず、統合的な取組み、地域社会と一緒にした取組みをさらに重視する必要がある。	引き続き支援する。
		<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の対象となる部分の多い高齢者対策については、当財団の補助は徐々に減少してきた経緯にある。 福祉と医療の連携の強化、要介護とならないための予防の促進等が提唱されている。 	引き続き支援対象分野とする。認知症予防や独居高齢者対策など、高齢者をめぐる新たな問題について、社会情勢を踏まえてJKAの補助事業としてできることを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 補助先の中には、介護保険や介護報酬により収入があり、補助金がなくてもやっていけるところもあるのではないか。精査が必要である。 認知症対策はもちろん予防も重要な課題であるが、発症した人への対応も喫緊の課題である。医療と地域との連携も必要である。 	認知症予防等高齢者をめぐる新たな問題について、現状の把握に努めるとともに、新たな取組みに柔軟に対応できる体制を整える必要がある。	引き続き支援する。
	社会福祉の増進 障害者	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者総合福祉法(仮称)」が検討されており、健常者と障害者がともに社会参加し、暮らしていく社会の実現が求められている。 地域によっては、障害者向けの施設が十分でないところもある。障害者の自立を応援し、社会参加を促す意味でも、本財団の補助は重要。 	障害者福祉及び補助犬やバリアフリーなど、障害者の社会参加をサポートする取組みについては、他の助成事業などの支援状況を見極めつつ、引き続き支援対象分野とする。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者スポーツへの補助については、事業の性格からみてtotoの補助とすべきではないか。 	障害のある人が地域社会で幸せに暮らしていくことができるようさまざまの事業を行うことは、重要である。また、地域によっては施設が十分でないところもあることから、地域の状況や事業内容を勘案しつつ、建築案件も支援する必要がある。	引き続き支援する。

補助対象事業	事業を取り巻く環境	平成26年度補助方針策定にあたっての留意事項	審査・評価委員会及び評価作業部会における主な意見	JKAの検討状況	平成26年度補助方針への反映
公益事業振興補助事業 社会福祉の増進 その他福祉活動	その他福祉活動		<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の福祉活動や福祉機器の整備、福祉車両の整備をまとめて「車両整備等福祉活動」と称する表現には違和感がある。 		<p>⇒補助方針(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【新旧対照 P4】 3. 補助事業の概要 ○【新旧対照 P5】 4. 補助事業の補助率・上限金額 ○【新旧対象 P18】 別添2 補助の対象となる事業について II. 社会福祉の増進 4. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両等の整備
		福祉車両の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉車両については、ニーズが引き続き大きいことに加え、宣伝効果もあるため、引き続き注力したい分野である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉車両については、他の団体も助成している事業であり、需要が充たされているのではないか。 ・ 施設を持たない事業者にも、補助を検討したらどうか。 	<p>福祉車両については、地域の状況や車種、使用実態等を十分精査した上で、支援する必要がある。</p> <p>引き続き支援する。</p>
	福祉機器の整備				<p>引続き支援する。対象機器をリハビリ機器、授産用機器に限定してきたが、介護機器等の福祉機器についても支援対象とすることを補助方針に記載する。</p> <p>⇒補助方針(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【新旧対照 P18】 別添2 補助の対象となる事業について II. 社会福祉の増進 4. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両等の整備 ○【新旧対照 P33】 IV. 福祉機器の整備
		福祉施設の補修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業で建築した施設の補修については、本来は各施設において収入の中から手当すべきものであるが、それが難しい事業者もあることから、屋根、外壁からの漏水の補修に限り補助対象としている。 	<p>引続き支援することとするが、補修の内容、必要性、それまでの利用状況等を精査する。</p>	<p>補修の内容、必要性、それまでの利用状況等を精査する。</p> <p>引き続き支援する。</p>
	その他福祉活動事業		<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の福祉事業、福祉関係の人材育成等に関する事業については引き続きニーズがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国組織への補助ではなく、傘下の団体が自立する方向に進めるべき。 ・ 近年要望実績のない事業(母子施設の建設等)については、本当に必要なのかどうか精査が必要。 ・ 社会福祉分野にも新世紀未来創造プロジェクトのような、地域との結びつきに重点を置いた事業を検討したらどうか。 	<p>事業内容について精査するとともに、地域社会との一体化等について勘案することが重要である。「社会福祉版新世紀未来創造プロジェクト」については、引き続き検討する。</p> <p>引き続き支援する。</p>

補助対象事業	事業を取り巻く環境	平成26年度補助方針策定にあたっての留意事項	審査・評価委員会及び評価作業部会における主な意見	JKAの検討状況	平成26年度補助方針への反映
非常災害の援護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における救援物資については、発生時期、発生場所を事前に予測することが困難であることから、日本赤十字社の救援物資備蓄事業に対し補助を行ってきた。 ・ 災害時において毛布をはじめとした救援物資がいち早く被災地に届けられることは意義があり、広報効果もある。 	<p>非常災害に備え、援護物資の備蓄に支援を行ってきたが、きめ細かい援護活動などの新たな取組みについて検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本赤十字社には多額の寄付金、義捐金等が寄せられている他、十分な収益が上がっているので、あえて補助をする必要があるのかどうかも含めて、見直す必要がある。 	<p>東日本大震災以降、非常災害時における対応についての国民の関心は高まっている。万一、非常災害が発生した場合、公益財団法人であるJKAにとって社会貢献を果たすことが重要。</p>	<p>引き続き支援する。災害発生時における救援・救助及び復旧・復興活動についても支援対象とすることを補助方針に明記する。</p> <p>⇒補助方針(案) <input type="radio"/> 【新旧対照 P19】 別添2 補助の対象となる事業について Ⅲ. 非常災害の援護 <input type="radio"/> 【新旧対照 P33】 VII. 非常災害の援護</p>
地域振興(東日本大震災復興支援補助)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の被災者については、発生後2年を経過した現在でも、多くの人々が被災前の故郷に戻ることができない状況にある。 ・ 震災により分断された地域の再構築、日常の暮らしをどのように取り戻していくかという観点から、今後の補助のあり方を見極める必要がある。 	<p>復興支援は短期間で成果が上がるものではなく、息の長い支援が必要である。平成26年度は被災後3年目となるが、未だ復興途中であることから引き続き支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集段階で、成果の波及(アウトリーチ)について明確に示されていない。事業終了後に、必ず事業成果を公表し、社会に広めていくという視点が必要である。 ・ 地域振興については、もともと「まちづくり」の観点から補助対象になった経緯にある。震災復興に限定した取扱いはどこまで続けるのか、検討すべきである。 	<p>東日本大震災のようなきわめて大規模かつ広範囲に及ぶ非常災害については、復興・復旧の長期化は避けられないところであり、引き続き支援を行う必要がある。</p>	<p>引き続き支援する。</p>